

## 令和8年度 近江八幡市多胎児家庭育児支援事業業務仕様書

(事業名) 近江八幡市多胎児家庭育児支援事業業務委託

(目的)

多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行うことで、多胎児の保護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、多胎児家庭が安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とする。

(対象者)

事業を利用することができる対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 近江八幡市内に住所を有する多胎児を養育する保護者（他市に里帰り等で生活されている場合は対象外）
- (2) 日中家事および育児に関する支援者がいない保護者

(実施期間)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(事業の内容)

事業の内容は、別表の通り。

(事業の利用期間)

ホームヘルパーの利用期間は、多胎児が3歳に達する日の前日までとする。

(利用時間)

ホームヘルパーの利用時間は下記の通りとする。

- (1) 1日1回限りとし、1週間当たりの利用回数は5回までとする。
- (2) 利用可能時間は午前9時から午後6時までの間とする。
- (3) 利用可能時間数は、1回あたり2時間を限度とする。ただし、通院等の外出支援の場合は、4時間を限度とする。
- (4) 使用総時間数は、120時間を限度とする。

(事業実施の流れ)

- (1) 申請者は2週間前までに「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業利用申請書兼情報提供同意書（様式第1号）」にて健康推進課へ申請する。
- (2) 健康推進課は、申請者の世帯の養育状況、支援の必要性、希望する支援内容等を調査し、利用の承認又は不承認を決定し、「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業利用承認通知書（様式第2号）」（以下「承認通知書」という。）又は「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業利用不承認通知書（様式第3号）」により速やかに当該申請者に通知するものとする。

- (3) 健康推進課は、「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業受入依頼書（様式第4号）」に申請書兼同意書及び承認通知書の写しを添えて、速やかに事業の受託を受けた者（以下「受託者」という。）に依頼する。
- (4) 受託者は、事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）に対し、あらかじめ事業の利用に係る説明、必要な調整等を行う。

(実施結果の報告)

委託事業者は、毎月「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業月別利用者報告書」（別記様式第5号）と「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業委託料請求書」（別記様式第6号）を翌月5日（土日含まず）までに市へ提出するものとする。ただし緊急に市と連携が必要と判断した場合は直ちに市へ報告をするものとする。

(収納事務)

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、同条第2項に規定する指定公金事務取扱者として、収納事務を行う。
- (2) 収納事務における収納の方法は、現金による収納のみとする。
- (3) 委託事業者は事業実施後、利用料として1時間につき250円（消費税及び地方消費税を含む。）を、直接利用者に請求するものとする。利用料は委託料の金額の一部とみなす。なお、利用者宅を訪問する際にかかる交通費については請求しない。また、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている世帯に属する者は利用料が免除となるため請求しない。利用者から利用料徴収後は委託事業者が領収書を発行すること。
- (4) 前項のほか、生活必需品の買物の家事支援及び外出支援の際にホームヘルパーが法人の車を使用して移動する場合、委託事業者は、交通費として市長と協議して定める額を、利用者に請求するものとする。

(委託料の請求および支払い)

委託事業者は委託料から一部利用料を差し引いた額を実施月ごとに取りまとめ、翌月5日（土日含まず）までに「近江八幡市多胎児家庭育児支援事業委託料請求書」（別記様式第6号）を市へ提出するものとする。委託料は、下記の委託料基準額に利用者の利用時間を掛けた金額を請求すること。

委託料基準額 (消費税及び 地方消費税を 含む)	区分	委託料支払額		×時間数
	<input type="checkbox"/> 一般	1時間あたり	3,050円	
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯	1時間あたり	3,300円		

(個人情報の保護)

事業を実施するにあたっては、近江八幡市個人情報保護条例（平成22年近江八幡市条例第15号）に準じ、必要な措置を講じるものとする。委託契約が終了した後においても同様とする。

別表 支援内容の詳細

家事支援	○できる (例)	×できない (例)	備考
①食事の準備・後片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理 (下ごしらえ、味付け)</li> <li>配膳</li> <li>片づけ</li> <li>テーブル拭き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な手間をかけて作る料理 (お正月料理等)</li> <li>来客の応接 (飲物や食事の手配等)</li> </ul>	日常的に利用者が担っている家事の範囲での同居家族分の支援も対象とする。
②衣類の洗濯及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>おむつの洗濯 (手洗い含む)</li> <li>洗濯物を干す</li> <li>洗濯物を畳む</li> <li>タンス等への片づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な手間をかけて行う洗濯 (カーテン等の大型洗濯物の洗濯、セーター等の手洗い等)</li> <li>アイロンかけや裁縫など</li> </ul>	日常的に利用者が担っている家事の範囲での同居家族分の支援も対象とする。
③居室等の掃除・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に使用しているリビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除 (掃除機、床拭き等の程度のもの)</li> <li>新聞や雑誌等の簡易な片づけ</li> <li>トイレ、風呂及び洗面所の簡易な掃除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスコンロ、シンク等の掃除</li> <li>エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓、玄関等の掃除</li> <li>年末の大掃除</li> <li>床のワックスがけ</li> <li>浴室のカビ取り</li> <li>庭の掃除 (植木の水やり、剪定、草むしり等)</li> <li>引っ越しの手伝い</li> </ul>	日常的に利用者が担っている範囲の掃除であれば、可とする。
④生活必需品の買物	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣のスーパー、コンビニエンスストア等で購入可能な食材及び日用品の買物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産祝いのお返し等の買物</li> <li>家具、電気器具等の購入</li> <li>その他日常生活必需品以外の買物</li> </ul>	購入に係る費用は、利用料に含まない。 (利用者の実費負担とし、立替払は行わない)
育児支援	○できる (例)	×できない (例)	備考
①授乳・食事の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>湯沸かし、ポット等への移替え</li> <li>粉ミルク調合</li> <li>哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ</li> <li>授乳の手伝い (ミルク授乳を含む)</li> <li>食事の手伝い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーが1人で対象児の世話をすることは可とするが、必ず利用者が同席の下に支援を実施する。</li> </ul>

②おむつ交換の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつの交換</li> <li>・おむつ交換用の物品の準備</li> <li>・交換した紙おむつの廃棄</li> </ul>		
③沐浴の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーバスの用意、片づけ</li> <li>・沐浴の援助及び衣服の着脱</li> </ul>		
④兄弟姉妹(就学前)の世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事及びおやつの手伝い(見守り)</li> <li>・トイレの手伝い及びオムツの交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の施設、各種行事及び習い事への送迎</li> <li>・兄弟姉妹の遊び相手及び託児</li> </ul>	
⑤外出時(病院受診等)の付き添い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、対象児及び兄弟姉妹の通院、健診、予防接種等の付添い(ヘルパーとの現地待ち合わせは、可とする。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の同伴のない外出</li> <li>・冠婚葬祭等の付添い</li> <li>・ヘルパーの自家用車への同乗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時は保護者の同伴を必須とする。</li> <li>・付添いは、原則として市内とする。</li> <li>・兄弟姉妹のみの外出支援を主目的とする内容は、利用不可とする。</li> </ul>
○その他、事業ではできないこと			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便物の投函や持込み</li> <li>・銀行への振り込み、引き出し</li> <li>・市役所への申請手続き等</li> <li>・自動車の給油、洗車、清掃</li> <li>・ペットの世話</li> <li>・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等)</li> <li>・自営業の場合の仕事の手伝い</li> <li>・クリーニング店への受け渡し</li> <li>・上記の他、急を要しない家事・育児支援は対象外</li> </ul> <p>※作業工程に対して、常識の範囲を逸脱する詳細な指示は不可</p>			